

志津川南区内における施工計画書

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先)東温市長

押印は不要です

施工業者 会社名 〇〇〇〇〇
(連絡先)

志津川南区内において工事を行う際に、公共施設の破損や周辺住民の通行の障害とならないように、下記の点について配慮し、万が一破損等させた場合は復旧する旨、届け出ます。

記

- 行為の場所 東温市志津川南〇丁目〇〇番〇
- 行為の着手予定日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
- 行為の完了予定日 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

道路側溝	工事車両等の乗入箇所やアウトリガー部分等、特に荷重がかかる部分については、敷鉄板、ゴムマット等により養生を行う。
歩道ブロック 路肩ブロック	歩道への進入は、補強ブロック(t=8cm)箇所のみとし、歩道ブロック及び路肩ブロック上での工事車両のハンドルの切り替えが行われないように直進にて出入りし、敷鉄板、ゴムマット等により全面養生を行う。
照明施設等	※現地に照明施設がある場合に記載する 工事車両が照明に当たらないよう立て看板の設置や安全バー(黄黒)を照明周辺に配置し、注意喚起を行う。
その他	現況写真添付 路上駐車をしない。

※工事個所で該当する部分のみ記入してください。

※届け出内容が守られていない場合、遵守するまで工事を中断していただくことがあります。

※施工計画書の作成にあたって(注意事項)

添付不要

1. 施工前の現場写真の提出をお願いします。

- ・この写真は、施工前後で道路側溝等の市管理構造物に損傷が発見された際に、工事に起因するものかを判断するため、事前に提出をお願いしているものです。現状で、もし損傷がある箇所があれば、その位置と状況が分かるようアップの写真を撮影し、提出されることをお勧めします。

※写真の提出がなく、完了検査時に破損等が確認された場合、全て当該工事によって破損したものとみなし、復旧していただくことになります。

2. 届け出書が遵守されていない場合、工事を中断していただくことがあります。

- ・現場確認や近隣住民の方から連絡があり、届け出書の内容が遵守されていないことが確認された場合、記載内容が遵守されるまで工事を中断していただくことがあります。

3. 養生は全面お願いします。

- ・歩道タイルが設置されている箇所については、歩道の全面に養生を行って下さい。地面のぬかるみ等によってタイヤ跡がついて道路が汚れたり、タイルが陥没する恐れがありますので、養生は全面行って下さい。